

(平成22年6月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年11月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から47年3月まで

社会保険庁(当時)から郵送されてきたねんきん特別便により、申立期間に係る国民年金保険料が未納となっていることが分かった。

しかし、申立期間当時、姉が、自宅近くの区役所の窓口で、私の国民年金保険料を納付してくれており、申立期間の一部(昭和43年11月から44年3月まで)については、国民年金手帳に保険料を納付したことを示す区役所の検認印もあるので、申立期間について、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「姉が、自宅近くの区役所の窓口で納付(現年度納付)し、その領収書と引き換えに姉に保険料額に相当する現金を渡していた。」と供述しているところ、申立期間当時、申立人とその姉が居住していたとされる区は、「当区では、申立期間当時における国民年金保険料の納付方法として、昭和43年11月から45年6月までは印紙検認方式、同年7月から47年3月までは納付書方式を採用しており、申立期間当時、申立人の姉の自宅があったとされる場所の近くにあった当区役所の窓口では、印紙又は納付書による保険料の納付が可能であった。」と回答しており、申立人が保管している国民年金手帳によると、申立期間のうち、43年11月から44年3月までの5か月分について、同手帳の印紙検認記録欄に、上記の区の検認印が押されており、国民年金保険料が納付されていたことが確認できる。

一方、申立期間の中で、申立人が居住していた区が国民年金保険料の納付

方法として、印紙検認方式を採用していた上記の期間のうち、昭和 44 年 4 月から 45 年 6 月までについては、申立人の国民年金手帳の印紙検認記録欄に検認印が無いことが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 47 年 3 月までについて、申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿・確定申告書等）は無く、申立人の姉が申立人の保険料と併せて保険料を納付していたとする姉の四男は、当時、国民年金に未加入であるなど、申立人の姉が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 11 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 6 月 29 日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（150 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 29 日

申立期間において、A社により支給された平成 18 年 6 月の賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録には標準賞与額に係る記録が無い。申立期間について、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給辞令（写）及びA社から提出された申立人に係る「第*期（H18/3期）利益処分役員賞与支給」証明により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（150 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給辞令（写）及び「第*期（H18/3期）利益処分役員賞与支給」証明から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料の賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 18 年 6 月 29 日の標準賞与額（150 万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月 1 日から平成 6 年 5 月 1 日まで
申立期間当時、A社（現在は、B社）において、長距離の運転手として勤務していた。

当時の給与が振り込まれていた金融機関の預金通帳を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間のうち、昭和 56 年 8 月 1 日から平成 6 年 4 月 30 日までA社に勤務していたことは、B社から提出された回答により確認できる。

しかしながら、A社は、昭和 63 年 5 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所になっている上、B社は、「当社が厚生年金保険の適用事業所になって以降は、従業員が個別に厚生年金保険に加入を希望すれば加入させていた。申立人については、厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料も控除していない。」と回答しており、同社から提出された賃金台帳においても、所得税のみが控除され、保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人から提出された金融機関の預金通帳により、申立人がA社から給与が振り込まれていたことは確認できるものの、厚生年金保険料の控除については確認できない上、申立人は同社で一緒に勤務した同僚について覚えておらず、保険料の控除等に関する証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 584

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 3 日から 35 年 1 月 11 日まで
申立期間について、昭和 34 年 2 月まではA市にあるB店本店に、同年 3 月からはC市にあるD店に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち昭和 33 年 8 月から 34 年 2 月まではA市に所在するB店で、同年 3 月から 35 年 1 月まではC市に所在するD店で勤務していたと申し立てしているところ、申立人から提出された申立人あての郵便はがき、申立期間当時、D店に勤務していた複数の従業員の証言、及び同店の店長に係る給与明細書の記録により、申立人が、申立期間において、同店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、D店は、昭和 35 年 10 月に厚生年金保険の適用事業所となり、申立期間当時、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が申立期間当時一緒に勤務していたとするD店の店長及び同僚二人は、同店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 35 年 10 月 1 日付けで被保険者資格を取得していることが確認できる上、上記の同店の店長に係る申立期間当時の給与明細書（当該店長の妻が提出）から、厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、申立人についても、申立期間に係る厚生年金保険料は控除されていなかったものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月 20 日から 55 年 5 月 7 日まで
社会保険事務所（当時）の記録によると、A事業所に勤務していた期間のうち、昭和 52 年 9 月から 53 年 7 月までの期間及び同年 8 月から 55 年 4 月までの期間に係る標準報酬月額がそれぞれ 19 万円、24 万円となっているが、それぞれの期間に実際にもらっていた給与は 30 万円であり、給与に見合う厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「昭和 53 年分給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」及び「昭和 54 年分給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」のそれぞれの社会保険料の金額欄に記載されている額は、オンライン記録における申立人の当該期間における標準報酬月額から計算したそれぞれの年の健康保険及び厚生年金保険の保険料額に雇用保険料を加算した額とおおむね一致する。

また、申立期間当時のA事業所の元経理担当者は、「当時の資料は残っていないが、標準報酬月額については、毎月の給与に見合う額を社会保険事務所に届け出ており、給与に見合う厚生年金保険料を控除していた。」と証言しているところ、A事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、不自然な記録訂正の形跡は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月 18 日から同年 6 月 20 日まで
厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、A事業所に事務担当として勤務していた申立期間について、加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時に給与が振り込まれた記録のある預金通帳を保管しており、A事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A事業所に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び従業員の証言により確認できる。

しかしながら、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、同社に勤務していたことが確認できる従業員の一人は、同社の雇用形態について、「A事業所には、試用期間があり、入社当初は正社員になれなかった。」と証言している。

また、申立期間当時におけるA事業所の代表取締役からは証言を得られず、申立期間当時の経理責任者は、既に死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中には、申立期間当時、申立人の氏名は確認できず、また、健康保険被保険者番号の欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月ごろから23年12月ごろまで

厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社B支部（現在は、C社D支社）に勤務していた申立期間について、加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、A社B支部において、正社員として勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社B支部の所在地、同僚の職種及び厚生年金保険の加入記録から、申立人は、申立期間当時、時期は特定できないものの、同社B支部に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、C社D支社は、「当支社が保管しているA社B支部及びC社（A社が昭和22年5月に社名を変更して再発足したもの）B支部の申立期間当時における社会保険台帳（厚生年金保険被保険者の氏名、資格取得日、資格喪失日等を記録したもの）の中に申立人の氏名が確認できないことから、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。」と回答している。

また、申立人が記憶しているA社B支部の前任の女性事務員は、「私は、臨時社員だったので、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言しているところ、同社B支部及びC社B支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に、上記事務員の氏名は確認できない。

さらに、C社B支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、同支部に勤務していたことが確認できる従業員のうち、連絡の

取れた一人は、「私は、昭和 21 年ごろから、A 社 B 支部及び C 社 B 支部に臨時社員（外交員）として勤務していたが、正社員になるまでは厚生年金保険に加入していなかったと思う。」としているところ、上記従業員が、厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、入社から約 2 年後の昭和 23 年 8 月 1 日であることが、上記被保険者名簿により確認できる。

加えて、C 社 D 支社は、申立期間当時の A 社 B 支部及び C 社 B 支部における賃金台帳等を既に廃棄している上、申立人が記憶している申立期間当時の A 社 B 支部の支部長及び経理担当者一人は、いずれも連絡先が不明のため、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 588（事案 23 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 9 月 1 日まで

平成 19 年 8 月に、申立期間に係る厚生年金保険について、社会保険事務所（当時）に年金記録確認の申立てを行ったところ、20 年 3 月に、年金記録確認第三者委員会から、年金記録の訂正を認めることはできないとする通知があった。

しかし、申立期間当時、A 社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたのは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

当初の申立期間（昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 8 月 1 日まで）に係る申立てについては、給与明細書等の資料は無く、事業主から申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や証言を得ることができなかったこと、申立人が、当該期間に国民年金に加入（納付 1 か月、未納 2 か月及び免除 7 か月）していることが社会保険庁（当時）の記録により確認できること、事業主は、当初の申立期間当時、採用後 3 か月間の試用期間を経て従業員の社会保険の加入手続を行っていたが、試用期間経過後に加入手続を行わない場合もあったとしていることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 3 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当初の申立てにおいては、申立期間当時、A 社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたのは確かであるとして、新たに 3 人の同僚の氏名を挙げて、当初の申立てより申立期間を 1 か月間延長（昭和 58 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで）した上で、再申立てを行っている。

しかしながら、申立人が新たに同僚として氏名を挙げた3人のうち、1人は、申立期間当時、A社で厚生年金保険に加入しているが、残りの2人は、同社において、申立期間後の昭和59年1月28日及び平成元年5月2日に被保険者資格を取得しており、申立期間当時、厚生年金保険に加入していなかったことが、オンライン記録により確認できる上、上記の同僚3人の中で連絡の取れた2人から、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていた証言を得ることはできなかった。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。